

# 海王丸体験航海「マスト登り体験プログラム」について

令和6年7月  
公益財団法人海技教育財団

海王丸体験航海にて実施する「マスト登り体験プログラム」は、乗船が決定した参加者のうち、マスト登りを希望する方を対象に行います。

マスト登りは、実習生の訓練の中でもとりわけ危険性が高く、その訓練の一部を体験するにあたり、より安全に体験していただくため、希望者には乗船前に所定の健康診断を受けていただくなどの参加基準を設けさせていただくこととなりました。マスト登りの体験内容、参加基準などは下記のとおりです。

安全面を考慮しての措置となります。あらかじめご理解のほどお願いいたします。

## 1. 「マスト登り体験プログラム」の体験内容

実習生が行う登り訓練の一部を体験します。体験内容は、補助シュラウドの手前までのマストに登る「ロアーシュラウドへのマスト登り体験」と、船首から前方へ伸びているバウスプリットを渡る「バウスプリット渡り体験」です。(参考：次頁「4. マスト登りの様子」)

## 2. 参加基準について

### ① 所定の健康診断書による健康診断の受診

マスト登りは、実習生の訓練の中でも危険性が高く、その訓練の一部を体験するにあたり実習生に求められる身体基準と同様の検査基準(例：握力 男性 25kg以上、女性 17kg以上)をクリアされた方のみを対象としております。

船員法に準拠した検査項目のある所定の健康診断書にて、最寄りの船員法指定の医療機関で健康診断を受診してください。所見欄には船員法指定医による署名が必要になります。

- \* 健康診断書は本プログラム参加希望者に、参加決定後に送付いたします。参加決定後に受診し、乗船前に提出していただきます。
- \* 船上生活という特殊な環境に精通している指定医が考慮した判断を必要としますので、指定医以外の医師の所見は無効となります。指定医による健康証明は1年間有効です。
- \* 健康診断受診料につきましては、全額当財団が負担いたします。受診日は参加者の方に一旦立替えてお支払いいただきます。後日財団より精算のご案内をいたします。

### ② 体重の制限

マスト登りの際に使用する安全ブロック(リトラクタ式墜落阻止器具)使用基準に基づき、上記①「健康診断書」記載の体重が88kg以下の方。(参考：次頁「4. マスト登りの様子」)

### ③ 身体保持能力の基準

乗船中に受ける「ぶら下がリテスト」で、片手でそれぞれ10秒以上自身を保持できること。

### ④ 心理状態について

本プログラム参加可否について、乗船後にご提出いただく「睡眠状況等記録と申告シート」を元に本船側職員及び研修指導員と面談の上で判断します。「睡眠状況等記録と申告シート」は参加希望者自身が記載し、前夜の睡眠時間、現在の心理状態、疲労状況を申告するものです。(当該シートは本船にて3年間保管します。)

### ⑤ 特別講習

乗船中にマスト登り体験に必要な実技科目(1時間以上)を受講していただきます。

## 3. 判断基準について

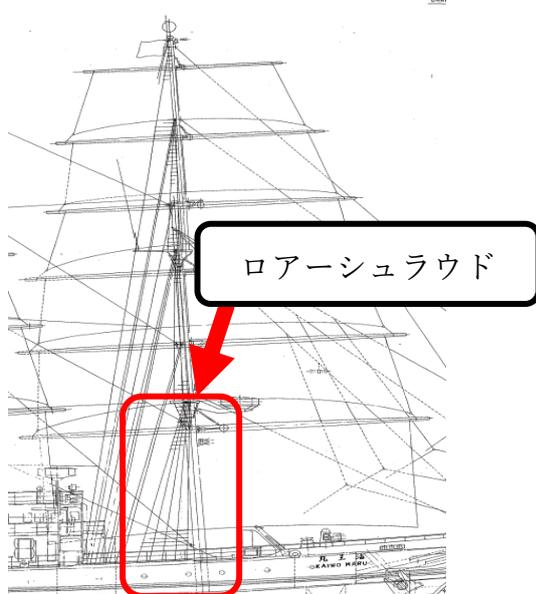
上記、①～⑤の参加基準を満たしている方は「ロアーシュラウドのマスト登り体験」に参加いた

だけです。また、①及び⑤の参加基準を満たしている方は、②～④の結果にかかわらず、希望すれば「バウスプリット渡り体験」に参加することができます。

\* 本プログラムは、航海日数によっては研修日程の関係上、実施しないコースもございます。本プログラムの実施の有無は、募集時点で公表いたします。なお、天候等の事由により、やむを得ず本プログラムの実施が中止になる場合がございますので、ご了承ください。

#### 4. マスト登りの様子

##### 〈 ロアーシュラウドのマスト登り体験 〉



マスト登りの体勢

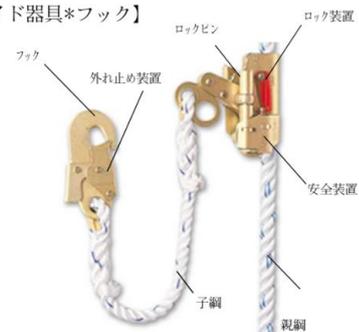
##### 〈 安全器具の一例 〉

###### 【ランヤードフック】

ハーネス型（背面 D 環\*）に接続されたランヤードのフック



###### 【スライド器具\*フック】



###### 【安全ブロックフック】

安全ブロックのワイヤーロープに接続するフック

